

# 千葉市図書館資料収集方針

千葉市図書館

## 千葉市図書館資料収集方針 目次

|   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 収集の基本方針    | 1 |
| 2 | 収集資料の範囲と種類 | 2 |
| 3 | 収集資料の分担    | 4 |

## 1 収集の基本方針

千葉市の図書館は、中央図書館を核として、地区図書館、分館、移動図書館など市内全域をコンピュータで結び、市民の生涯にわたる学習に寄与することを目的として、図書館サービスを展開する。

また、図書館は図書館法に基づく公共図書館として、市民の知る権利を保障し、知的で、自由な思考を保障する機関であり、著しく多様化、高度化しつつある市民生活のなかで、幼児から高齢者にいたるすべての市民に対して、自主的な学習、調査研究、趣味、娯楽など生涯学習の拠点施設として必要な資料および情報を、可能な限り提供する。

この理念に基づき、資料収集の方針は次のように定める。

(1) 市民の要求に基づいて資料を収集する。

広範な市民の要求、潜在している市民の要求、将来想定される市民の要求も十分に考慮して収集する。

(2) 図書館全体として国内出版物を中心に、特に専門的な学術書を除き、参考図書、専門書をはじめ、基本的資料を各分野にわたって収集する。また、利用頻度が多いと見込まれる資料は、複数収集し、市民の要求にこたえる。

(3) 千葉市の地域資料は網羅的に収集する。また、保存および市内全域での利用を考慮し複数収集する。

(4) 外国語資料の収集に努める。

(5) 資料の種類は、図書のほか、雑誌、新聞などの逐次刊行物、地図、パンフレット、マイクロ資料、視聴覚資料、新たな形態の資料など、時代を反映できる多様な形態の資料を収集する。ただし、学習参考書、問題集、1枚ものの楽譜、および書き込むこと、切り取ること、組み立てることを目的とした資料などは、原則的として収集しない。

(6) すべての分野において時代に対応する新鮮な資料を収集する。

(7) 国内・県内の公共図書館、大学図書館などとのネットワークシステムも考慮した収集を図る。

(8) 資料の選定にあたっては次の点に留意する。

ア 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

イ 著者の思想的、宗教的、政治的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

ウ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。

エ 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、収集すべき資料を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制をしない。

オ 人権を侵害するおそれのある資料は、特に慎重に採否を決定する。

## 2 収集資料の範囲と種類

### (1) 図書（外国語図書を含む）

#### ア 一般図書

一般市販ルートで販売されている図書はもちろん、自費出版・非売品等の図書も、収集対象とする。

官公庁の出版物も収集する。

調査研究に役立つ参考図書（特定の情報記事が調べやすいようになっている図書）は積極的に収集する。

CD・DVDなど、他の媒体が付属している図書は、厳選して収集する。

#### イ 児童図書

乳幼児から、中学生までを対象とした図書を収集対象とする。

すべての子どもが、読書に対する楽しみや喜びを発見し、想像力、創造性、知的好奇心を豊かに伸ばすことができるような各分野の図書を収集する。

学習に役立つ資料や地域資料は、非売品も含めて、収集する。

### (2) 逐次刊行物

#### ア 新聞

全国紙、ブロック紙、地方紙、スポーツ紙、外国語新聞、専門紙、機関紙などを収集する。児童及び青少年向けのものも収集する。

全国紙及びブロック紙の千葉版を収集する。千葉市内発行のものは、PR紙、ミニコミ紙なども網羅的に収集する。

保存については、縮刷版、マイクロ版、CD-ROM版を、収集対象とし、それぞれの特性を考慮して行う。なお、全国紙とは、複数の本社を持つものを言い具体的には、朝日・毎日・読売・産経・日経の5紙である。ブロック紙があり地方紙（県紙）より広域なもので具体的には、東京・中日・西日本などがある。

#### イ 雑誌

各分野にわたり、幼児から高齢者に至る各層を対象としたものを、幅広く収集する。

千葉県に関するものは積極的に収集し、特に千葉市に関する雑誌は、タウン誌、ミニコミ誌なども収集する。

外国語の雑誌は、国内で刊行されている物のほか、各国の代表的なものを収集対象とする。年度途中で創刊されたものでも必要に応じて収集する。

#### ウ 年鑑，年報及び白書

一般図書に準じて収集する。

### (3) 地域資料

千葉市及び千葉県内に関する資料で、原則として公開されている資料を収集対象とする。

千葉市に関する資料は、行政資料も含め、網羅的に収集するばかりでなく、保存のための複数の資料の収集に努める。図書、逐次刊行物、視聴覚資料のほか、パンフレット、リーフレットなども収集対象とする。

### (4) 視聴覚資料

#### ア 音声資料

##### a CD(音楽ほか)

録音資料の基本資料として、各分野のものを収集する。

音楽分野は、各ジャンルの基本的及び代表的な演者の作品、また、その時代を反映させた作品を中心に収集する。

##### b CD(文芸朗読)

活字資料を音声化した資料、いわゆるCDブックを体系的に収集する。

##### c カセットテープ

CDに収録されていない各分野の作品について、必要に応じて収集する。

視覚障害者への貸出に限定されているものは、障害者サービス用資料として収集する。

#### イ 映像資料

##### a ビデオテープ

館内視聴・館外貸出の許諾が得られている作品を収集対象とし、各分野の基本的な作品や記録、映像によって理解が深まる分野のものを収集する。

##### b DVD

ビデオに同じ。

### (5) 障害者サービス用資料

障害の状況に応じたサービスが行えるように、録音資料、点字資料、大活字本などを収集する。録音図書は必要に応じて制作もする。

ア 大人向けからこども向けまで幅広い収集に努める。

イ 障害者向け情報誌(紙)等の収集をする。

## (6) その他の資料

紙芝居は、絵と物語が適切で、紙芝居の特性がよく生かされた、集団で楽しめるものを収集する。

CD-ROM、電話帳、パンフレット、空中写真、地図（1枚物）も収集対象とする。

その他の資料や技術の進展による新しい媒体については、将来的な需要を考慮し、個々に検討して収集する。

## 3 収集資料の分担

情報、出版量が増大し、利用者の要求が増加・多様化するなかで、すべての資料とあらゆる利用者の要求を自館で充足することは困難である。そこで、市民の要求に効果的・効率的に応えるために、中央図書館・地区図書館・分館・移動図書館で蔵書構成の分担をし、それぞれの蔵書を一体的に運用することによって資料提供を行い、蔵書構成のシステム化を図る。

### (1) 中央図書館

中央図書館は、利用者に対し直接資料や情報を提供する機能とともに、千葉市の図書館サービスの中核機関として、地区図書館、分館等の業務を支援する機能を併せ持つ。この機能を発揮するため、教養、文化、学習、趣味などの資料をはじめ、高度で専門的な調査研究にも対応できる図書、雑誌、新聞その他の資料を各分野にわたって収集する。

### (2) 地区図書館

地区図書館は、乳幼児から高齢者にいたる市民の教養、文化、趣味に役立つ資料を中心に、調査研究にも対応できる図書、雑誌、新聞などの資料を各分野にわたって収集する。

### (3) 分館

分館は、その地域の乳幼児から高齢者にいたるまで市民の読書にこたえるため、図書、雑誌、新聞などの資料を収集する。

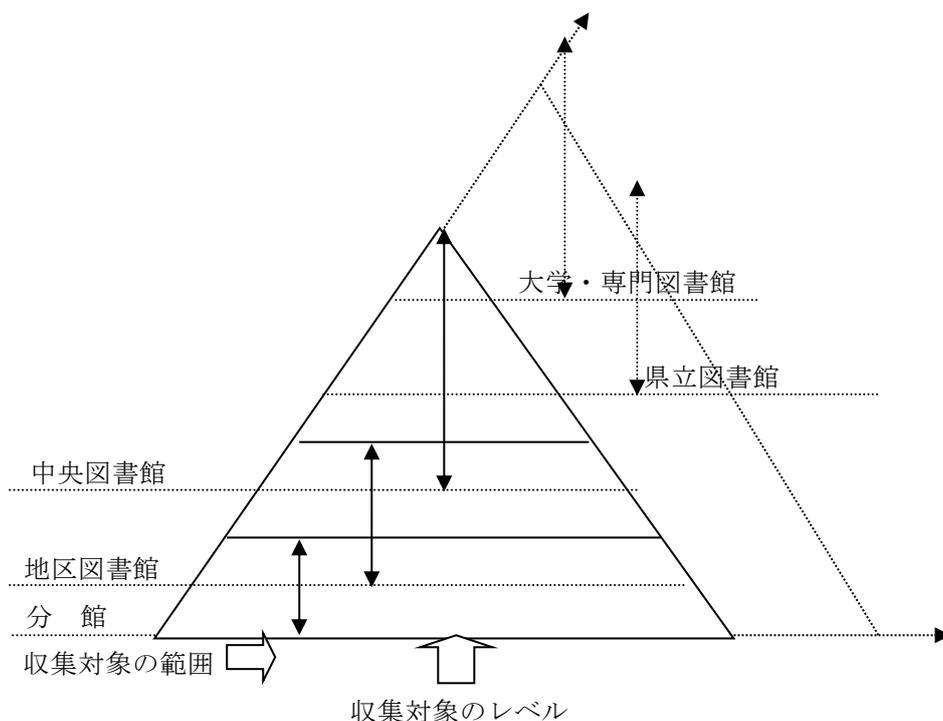
### (4) 移動図書館

移動図書館は、実用書、読み物、児童図書を中心に資料を収集する。

### (5) 団体貸出用資料

千葉市団体貸出要綱による対象団体に貸出する一般図書および児童図書を収集する。

## 収集資料の分担図



| 資料の種類      | 分館 | 地区館 | 中央館 | 県立 | 大学 |
|------------|----|-----|-----|----|----|
| 大学・専門書     |    |     |     | B  | A  |
| 学術・研究書     |    |     | C   | A  | A  |
| 官庁出版物      |    | C   | B   | A  | C  |
| 参考図書       | C  | B   | A   | A  | C  |
| 主題関連基本図書   | C  | B   | A   | B  |    |
| 市販ルート以外の資料 |    | C   | B   | A  |    |
| 個人全集類      | C  | B   | A   | A  |    |
| 地域資料       | C  | C   | A   | A  |    |
| 一般書・児童書    | A  | A   | A   | B  |    |

A：レベルに関係無く収集対象とする

B：一般的なレベルのものだけを収集対象とする

C：一部収集対象とする

※移動図書館は分館に準ずる

昭和53年 6月 1日 施行

平成13年 2月18日 一部改正

平成17年 4月 1日 一部改正